



茨城県報

第 2982 号

平成30年3月26日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則（市町村課）	1
告 示	
●指定市町村事務受託法人の指定（長寿福祉課）	2
●指定障害児通所支援事業者の指定更新（障害福祉課）	2
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害サービス事業者の指定更新（7件）（障害福祉課）	2
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉施設の指定更新（5件）（障害福祉課）	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（4件）（障害福祉課）	6
●木材業者等としての登録票の書換え（林政課）	7
●道路の区域の変更（5件）（道路維持課）	7
●道路の供用の開始（8件）（道路維持課）	10
●港湾施設の概要（港湾課）	12
●事業計画の変更の認可（6件）（公園街路課）	13
●土地改良区役員の退任（農林事務所）	16
（ 監 査 委 員 ）	
●茨城県監査委員職務規程の一部を改正する規程	16
公 告	
●都市計画の図書の縦覧（2件）（都市計画課）	17
●開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）	17

規 則

茨城県規則第14号

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県市町村振興資金貸付規則（昭和43年茨城県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「, 市町村合併関連事業」を削り, 同条第 2 項中第 1 号を削り, 第 2 号を第 1 号とし, 第 3 号を第 2 号とし, 第 4 号を第 3 号とする。

第 6 条第 2 号ア中「市町村合併関連事業及び」を削り, 「単年度財政力指数」を「単年度財政力指数」に改める。

第 12 条第 1 項中「提出された」を削り, 「を受理した場合」を「の提出があつたとき」に改める。

付 則

- この規則は, 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨城県市町村振興資金貸付規則 (以下「改正前の規則」という。) の規定により貸し付けている改正前の規則第 2 条に規定する市町村合併関連事業の貸付金については, なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第 343 号

介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号) 第 11 条の 2 の規定に基づき, 次のとおり指定したので, 同令第 11 条の 6 の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

事務所の名称	事務所の所在地	指定法人の名称	指定年月日	事業開始日	事務の種類
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会美和支所	常陸大宮市下檜沢 3632	社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	平成 30 年 3 月 19 日	平成 30 年 4 月 1 日	要介護認定調査事務

茨城県告示第 344 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 の規定に基づき, 次のとおり指定したので, 同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0850100058	茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町 1460	茨城県	水戸市笠原町 978-6	平成 30 年 4 月 1 日	児童発達支援放課後等デイサービス

茨城県告示第 345 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり指定したので, 同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0820400372	コスモス	茨城県古河市東本町4丁目2番81号	医療法人 慈政会	茨城県古河市東本町四丁目2番2号	平成30年4月1日	共同生活援助

茨城県告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810200170	みなみひまわり学園	茨城県日立市南高野町2-10-24	社会福祉法人ひたち育成会	茨城県日立市南高野町2-10-24	平成30年4月1日	生活介護

茨城県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0820400398	きずな	茨城県古河市下大野鍛冶打737番地13	社会福祉法人バステル	栃木県小山市大字乙女625番地2	平成30年4月1日	共同生活援助

茨城県告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0822700407	ケアホーム藍藍	茨城県下妻市長塚乙11-3	株式会社ほーむけあ いしやま	茨城県筑西市玉戸1602番地の10	平成30年4月1日	共同生活援助

茨城県告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811900299	介護老人保健施設セントラルふれあい	茨城県牛久市柏田町1604番6	社会医療法人若竹会	茨城県牛久市柏田町1589番地3	平成30年4月1日	短期入所

茨城県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810101410	茨城県立あすなろの郷	茨城県水戸市杉崎町1460	茨城県	茨城県水戸市笠原町978-6	平成30年4月1日	生活介護

茨城県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0813800026	阿見町障害者支援センター	茨城県稲敷郡阿見町阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館内	社会福祉法人阿見町社会福祉協議会	茨城県稲敷郡阿見町阿見4671-1 阿見町総合保健福祉会館内	平成30年4月1日	生活介護 就労継続支援(B型)

茨城県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類と定員	
0812300119	鹿島育成園児童寮	茨城県潮来市大賀438-4	社会福祉法人鹿島育成園	茨城県鹿嶋市国末1539-1	平成30年4月1日	生活介護	30名
						施設入所支援	30名

茨城県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類と定員	
0811700145	障害者支援施設ときわ学園	茨城県取手市本郷3丁目2番2号	社会福祉法人筑桜会	茨城県取手市本郷3丁目2番2号	平成30年4月1日	生活介護	30名
						施設入所支援	30名

茨城県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類と定員	
0811800267	慈光良児園	茨城県坂東市生子1617	社会福祉法人慈光学園	茨城県坂東市生子1617	平成30年4月1日	生活介護	30名
						施設入所支援	30名

茨城県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類と定員	
0817100050	上の原学園	茨城県桜川市上野原地新田159-1	社会福祉法人上の原学園	茨城県桜川市上野原地新田159-1	平成30年4月1日	生活介護	30名
						施設入所支援	30名

茨城県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類と定員	
0812000115	つくば根学園	茨城県つくば市小和田366番地	社会福祉法人つくば根学園	茨城県つくば市小和田366番地	平成30年4月1日	生活介護	40名
						施設入所支援	40名

茨城県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812400109	レジーア	守谷市けやき台二丁目36番4	特定非営利活動法人 鼎	就労移行支援	平成30年3月31日

茨城県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0811700400	Will ~ toride ~	取手市新町5-18-12アイコービル1階2階	Juliette 株式会社	就労継続支援A型	平成29年12月31日

茨城県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810300020	ニチイケアセンター土浦	土浦市下高津 1-19-33 矢田テナント No. 1	株式会社 ニチイ学館	同行援護	平成30年 3月31日
0811700236	ニチイケアセンター取手本郷	取手市本郷五丁目13番10号		居宅介護 重度訪問介護 同行援護	
0817100142	ニチイケアセンター岩瀬	桜川市明日香 3 丁目 48 口 ワールドナカヤ 2 階		同行援護	
0812000339	ニチイケアセンターつくば	つくば市千現 1 丁目 17-28 千現ビル0102 号室		同行援護	
0812700326	ニチイケアセンター下館	筑西市下中山406ロイヤルマンション1階		同行援護	

茨城県告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812700623	白山学園	筑西市茂田1756-2	社会福祉法人慶育会	生活介護 施設入所	平成30年 3月31日

茨城県告示第361号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

区分	登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名 (代表者氏名)	商号 (名称)	営業所又は工場		業種	備考
						所在地	名称		
変更前	1089	H28.8.1	那珂市瓜連579-1	楠見 仁子	(有) 楠見材木店	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
変更後	同上	同上	同上	澤畑 佳宏	同上	同上	同上	同上	

茨城県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
常陸太田市真弓町字陣ヶ峯2766番地先から 常陸太田市亀作町字森後1423番1地先まで	旧	メートル 最大 28.0 最小 12.0	メートル 2,216	
常陸太田市亀作町字浅川2547番地先から 常陸太田市亀作町字森後1423番1地先まで	新	最大 28.0 最小 15.0	140	事業計画変更に伴う 区域除外

茨城県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
日立市金沢町字中峰2721番21から 日立市金沢町字中峰2713番13地先まで	旧	メートル 最大 52.6 最小 11.8	メートル 1,536	
日立市金沢町字中峰2721番21から 日立市金沢町字中峰2713番6まで	新	最大 50.7 最小 16.0	142	事業計画変更に伴う 区域除外

茨城県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡筑西線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
石岡市上曾字飯島1694番1地先から 桜川市真壁町山尾字山の神906番1地先ま で	(A) 旧	メートル 最大 18.5	メートル 5,438	
		最小 5.2		
	(B)	最大 76.0	4,993	
		最小 10.0		
新 (A)	最大 18.5 最小 5.2	5,438	事業計画変 更に伴う 区域除外	

茨城県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桜川土浦潮来自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
かすみがうら市田伏字沖ノ内6334番地先 から	旧	メートル 最大 4.0	メートル 86	
		最小 4.0		
かすみがうら市田伏字沖ノ内6329番地先 まで	新	最大 24.0	86	
		最小 16.0		

茨城県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
古河市東山田字南675番1地先から 猿島郡境町大字猿山字東原割1211番23ま で 古河市東山田字東582番30から 猿島郡境町大字猿山字東原割1211番2ま で	旧 (A) (B)	メートル 最大 51.0 最小 8.6 最大 50.9 最小 17.0	メートル 4,320 5,329	
古河市東山田字東582番30から 猿島郡境町大字猿山字東原割1211番2ま で	新 (B)	最大 50.9 最小 17.0	5,329	旧道移管

茨城県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 市毛水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市三の丸二丁目131番27地先から
水戸市三の丸二丁目1番394地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月30日

茨城県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 日立いわき線
- 2 供用開始の区間 日立市砂沢町字海老ヶ沢252番1地先から
日立市砂沢町字中ノ内262番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月30日

茨城県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 日立いわき線

- 2 供用開始の区間 日立市十王町友部字川上1218番2地先から
日立市十王町友部字川上1267番17地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月30日

茨城県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 鉾田茨城線
- 2 供用開始の区間 鉾田市飯名814番4から
鉾田市飯名833番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月29日

茨城県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 小野土浦線
- 2 供用開始の区間 土浦市大志戸字向田682番2地先から
土浦市大志戸字中原1659番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月29日

茨城県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 舟玉川島停車場線
- 2 供用開始の区間 筑西市女方字本田前352番2地先から
筑西市布川字田河内1249番110地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月30日

茨城県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 土浦坂東線
- 2 供用開始の区間 坂東市大字馬立字内出砂803番3から
坂東市大字馬立字久保519番6まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3 月30日

茨城県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年 3 月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 幸手境線
- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞町大字元栗橋2262番1地先から
猿島郡五霞町大字小福田2046番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3 月30日

茨城県告示第375号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条の規定において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、平成28年 3 月31日茨城県告示第419号で告示した茨城県の管理する茨城港日立港区の港湾施設の概要に平成30年 3 月28日付けで次を追加する。

平成30年 3 月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 水域施設
- 泊地
- | 名 称 | 面 積 | 位 置 |
|-------------------|---------|------|
| (10) 第3ふ頭B岸壁航路・泊地 | 94,000㎡ | 第3埠頭 |
| (11) 第3ふ頭B岸壁前面泊地 | 15,000㎡ | 第3埠頭 |
- 3 けい留施設
- 大型けい船岸
- 岸壁
- | 名 称 | 水 深 | 延 長 | 能 力 | 位 置 |
|--------------|--------|------|---------------|------|
| (15) 第3ふ頭B岸壁 | -12.0m | 300m | D/W26,000トン1隻 | 第3埠頭 |
- 6 保管施設
- 野積場
- | 名 称 | 面 積 | 位 置 |
|-------------|---------|-------|
| (5) 第3埠頭野積場 | 32,279㎡ | 第3埠頭内 |
- 7 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(6) 水栓	最大能力28トン/時間	5 個	第3埠頭内

茨城県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
石岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
石岡都市計画道路事業
3・4・8号 石岡停車場線
3・6・9号 停車場・泉橋線
3・6・11号 金丸・貝地線
- 3 事業施行期間
平成24年3月29日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

茨城県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画道路事業
3・4・1号 神立停車場線
- 3 事業施行期間
平成25年7月29日から
平成32年3月31日まで
- 4 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
守谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画道路事業
8・7・4号 新守谷駅自由通路線
- 3 事業施行期間
平成28年9月5日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

茨城県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・14号 栄町若宮線
- 3 事業施行期間
平成23年11月14日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
大洗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・64号 若見屋平戸線
- 3 事業施行期間
平成25年3月25日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・16号 梅香下千波線
- 3 事業施行期間
平成16年10月12日から
平成35年3月31日まで
- 4 事業地

取用の部分
 変更なし
 使用の部分
 なし

茨城県告示第382号

結城郡八千代町大字兵庫309番地の1に事務所を置く山川沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年3月26日

茨城県西農林事務所長 白 土 裕 司

1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	矢 口 多 計 夫	結城市大字山川新宿301番地

(監 査 委 員)

茨城県監査委員告示第2号

茨城県監査委員職務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月26日

茨城県監査委員 細 谷 典 幸
 同 伊 沢 勝 徳
 同 岡 野 栄 治
 同 羽 生 健 志

茨城県監査委員職務規程の一部を改正する規程

茨城県監査委員職務規程（平成4年茨城県監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（委員の合議）

第3条 委員は、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する委員の合議事項のほか、次の各号に掲げる事項について、合議を行うものとする。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査等の基本方針及び実施計画に関すること。
- (3) 監査の請求又は監査の要求に基づく監査の実施に関すること。
- (4) 監査の結果に対する報告及び措置状況の公表に関すること。
- (5) その他委員の職務執行に関し必要な事項

2 委員の合議は、会議（以下本条において「委員会」という。）を開催して行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、文書の回議等によることができる。

3 委員会会議は、代表監査委員が招集し、主宰する。

第4条を削除し、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

●都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画地区計画の決定に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
地区計画（内守谷工業団地地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

取手都市計画地区計画の決定に伴い、守谷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
地区計画（内守谷工業団地地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭4476番3、同番4
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市見川町1820番地の5 市営大山台住宅2棟204号
加藤 和枝

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字荒川本郷字北古辺1902番1、同番3、1916番3、同番4、同番28、同番30、同番32

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字小幡字北山2765番4

社会福祉法人つつみ会 理事長 松 浦 義 文

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字北古辺1910番2, 同番29, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番37, 同番38, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番45, 同番46, 同番47, 同番48, 同番49, 同番50, 同番51, 同番52, 同番53, 同番54, 同番55, 同番56, 同番57, 同番58, 同番59, 同番60, 同番61, 同番62, 同番63, 同番64, 同番65, 同番66, 同番67, 同番68

2 事業主の住所及び氏名

つくば市研究学園一丁目2番地15

有限会社ネオポリス 代表取締役 小 津 信太郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字竹来字下り626番2

2 事業主の住所及び氏名

土浦市乙戸南一丁目20番10号 ドエル乙戸南1号室

吉 内 進, 吉 内 里 佳

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)